

長寿命化計画（維持管理計画）

インフラ長寿命化基本計画

我が国のインフラは、高度経済成長期に集中的に整備されており、それらの社会資本が今後一斉に老朽化することが懸念されています。

そのような、インフラの老朽化対策に関し、関係府省庁が情報交換及び意見交換を行い、連携を図るとともに、必要な施策を検討・推進するため、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議を設置し、インフラ長寿命化基本計画（以下、「基本計画」という）（H25.11）がとりまとめられました。この基本計画には、メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化することや産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成することなどが記載されています。

インフラ長寿命化計画（行動計画）

基本計画の中には、各インフラを管理・所管する者はインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することが記載されています。

そのため、国土交通省では、国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「社会資本の老朽化対策会議」において、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（以下、「行動計画」という）（H26.5）」をとりまとめました。

また、基本計画の中には、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画」を策定することが記載されており、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進することとしております。

●政府全体の取り組み （インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）

インフラ長寿命化基本計画を策定（平成25年11月）
 ・目標とロードマップ、基本的な考え方、インフラ長寿命化計画の基本的事項、必要施策の方向性、国と地方の役割 等

●国土交通省全体の取り組み （社会資本の老朽化対策会議）

「国土交通省インフラ長寿命化基本計画（行動計画）」を策定（平成26年5月）

●港湾局としての取り組み

長寿命化計画（維持管理計画）の策定推進
 ・「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」を策定（平成26年4月）

図1 維持管理に関する検討経緯

個別施設毎の長寿命化計画（維持管理計画）

港湾分野では、この個別施設毎の長寿命化計画のことを「維持管理計画」と呼んでいます。

港湾の施設は、一般的に厳しい自然状況の下に置かれることから、材料の劣化、部材の損傷、基礎等の洗掘、沈下、埋没等により、供用期間中に性能の低下が生じることが懸念されます。このため、施設が供用期間中に要求性能を満たさなくなる状態に至らないように、計画的かつ適切に維持される必要があります。

維持管理をより効率的かつ的確に実施するためには、施設の維持についての基本的考え方、点検診断及び維持工事等の時期、方法、内容、頻度、手順等の基本的な手順に沿って維持を行うよう、維持管理計画を定める必要があります。

港湾局では、この施設毎に作成する維持管理計画の早期策定に向けて、維持管理計画策定に係る財政支援を実施しているほか、平成26年度には「港湾の施設の適切な維持管理計画策定のための検討会」を立ち上げ、既存の維持管理計画書の課題、点検診断ガイドライン等の内容を踏まえ、検討を行い、維持管理計画策定の手引き書となる「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」を平成27年4月に策定するなど各種支援を行っているところです。

今後は、この維持管理計画に基づき、従来の壊れてから直すといった事後保全的な維持管理の発想から、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減等を考慮した予防保全的な維持管理を実施していくこととしております。

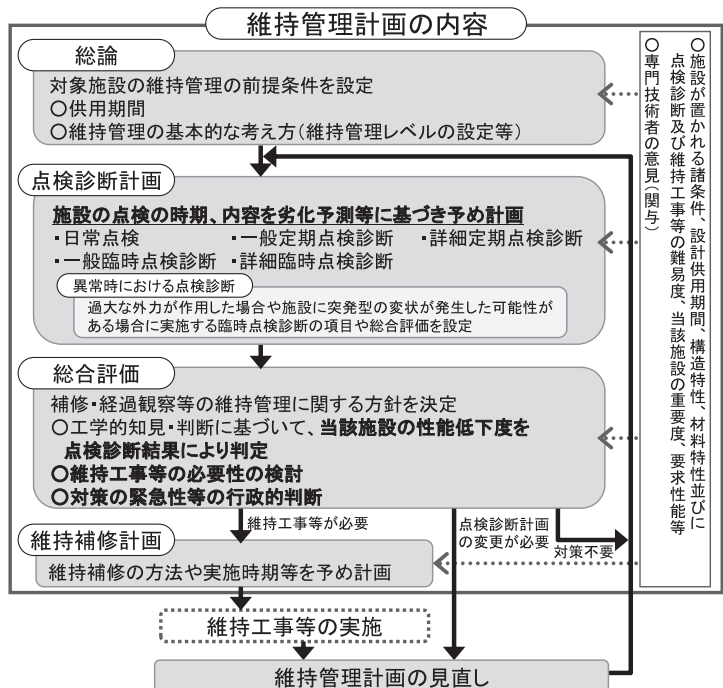


図2 維持管理計画の概要